

飲料水貯水槽等維持管理状況報告書の提出について

■ 飲料水貯水槽等の維持管理状況の報告とは

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第5条*¹に基づき、毎年12月に、過去1年分の記録の報告を求めています。提出書類を御確認の上、東京都多摩小平保健所へ提出してください。

*1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第2号イに規定する設備により飲料水を供給する者は、当該建築物の飲料水貯水槽等の維持管理状況について、別記第5号様式により定期的に知事へ報告をしなければならない。

■ 提出いただく書類

□ 飲料水貯水槽等維持管理状況報告書

受水槽・高置水槽→貯水槽ごと、中央式給湯設備（貯湯槽の有無に関わらず）は系統ごとに一部ずつ作成

□ 水質検査成績書の写し（前年の12月から報告年の11月までに実施したもの）

（防錆剤を使用している場合にはその検査結果も含む）

□ 残留塩素等の検査実施記録票（報告書提出月の前月である11月分1か月間の写し）

※ 中央式給湯（貯湯槽等の維持管理、水質検査）についても報告が必要となります。

（注） 飲料水の報告書ですので雑用水については必要ありません。

なお、飲料水貯水槽等維持管理状況報告書（様式）は、東京都多摩小平保健所のウェブサイトからダウンロードすることができます。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tamakodaira/kankyou/kentikubutunoei/sei/index.html>

■ 報告書送付先

【小平市・東村山市・清瀬市・西東京市・東久留米市に所在する特定建築物】

〒187-0002 東京都小平市花小金井1-31-24

東京都多摩小平保健所 生活環境安全課 環境衛生第一担当（小平市・東村山市・清瀬市）

環境衛生第二担当（西東京市・東久留米市）

《電子データでの報告》

令和元（平成31）年度より、東京共同電子申請・届出サービスを利用した電子データでの報告書の提出が可能になりました。詳細は東京都福祉保健局ホームページ 環境・衛生＞生活の衛生＞建築物の衛生をご覧ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyoeisei/kenchikubutsu-eise/index.html>

■ 報告期日

毎年12月1日から同月15日の間

【問合せ先】

東京都多摩小平保健所 生活環境安全課

環境衛生第一担当（小平市、東村山市、清瀬市）

環境衛生第二担当（西東京市、東久留米市）

電話 042-450-3111（代）